

広島県告示第四百六十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

下為角四千百十一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番
広島市安芸区	畠賀町	木路宇田山	下為角	一四〇〇番一

市・区	町	大字	字	地番
広島市安芸区	畠賀町	木路宇田山	下為角	一四一五番二一

市・区	町	大字	字	地番
広島市安芸区	畠賀町	木路宇田山	下為角	一四一五番二一

下為角	四一二三番一九	四一二二番四	四一二二番一	一四一五番二一	一四〇〇番一	四一二五番二	地番
標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱一号	標柱番号

2 次に掲げる土地に存する標柱九号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を流谷川の右岸側官民境界に沿つて結んだ線、標柱十五号と十六号を結んだ線及び標柱九号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安芸区	畠賀町	木路宇田山	下為角	一四一五番二一	標柱番号
木路宇田山	畠賀町	木路宇田山	下為角	一四一五番二一	標柱番号

地番	字	大字	町	市・区
一一三九三番一	一一三九六番一	四一二二番一	木路宇田山	広島市安芸区
一一三九三番一	一一三九六番一	四一二二番一	木路宇田山	広島市安芸区
一一三九三番一	一一三九六番一	四一二二番一	木路宇田山	広島市安芸区

標柱番号	標柱番号	標柱番号	標柱番号	標柱番号
標柱一四号	標柱一四号	標柱一〇号	標柱一〇号	標柱一〇号
標柱一三号及 び一二号	標柱一二号	一一号及び	一一号及び	一一号及び

下為角

四 一 一 番 一	四 一 一 番 三
-----------------------	-----------------------

標 柱 一 六 号	標 柱 一 五 号
-----------------------	-----------------------